

利益相反管理方針の概要

OKB証券（以下、「当社」といいます。）は、お客さまと、当社または大垣共立銀行もしくは当社を除く大垣共立銀行の関連会社（以下、「当社等」といいます。）の間、ならびに、当社等のお客さま相互間における利益相反のおそれがある取引に関し、法令等および当社の利益相反管理にかかる取組方針（以下、「利益相反管理方針」といいます。）に従い、お客さまの利益を不当に害することがないよう、適正に業務を遂行いたします。当社は、法令等に従い、利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 利益相反のおそれがある取引の特定方法

（１）当社では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれがある取引として、以下のAとBに該当する取引（以下、「対象取引」といいます。）を管理いたします。

【該当要件】

A. お客さまの不利益のもと、当社等または当社等の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること。

B. 前記Aの状況が、お客さまとの間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反すること。

（２）当社では、お客さまとの取引が対象取引に該当するか否かにつき、お客さまからいただいた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理の統括管理部署において、当社の風評等も考慮し、適切な特定を行います。

2. 対象取引の類型

対象取引に該当するか否かは、個別具体的な事情に応じて決まるものですが、たとえば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

	お客さまと当社等	お客さまと他のお客さま
利害対立型	お客さまと当社等の利害が対立する取引	お客さまと他のお客さまの利害が対立する取引
競合取引型	お客さまと当社等が同一の対象に対して競合する取引	お客さまと他のお客さまとが競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、当社等が利益を得る取引	当社がお客さまとの関係を通じて入手した情報を利用して、他のお客さまが利益を得る取引

3. 対象取引の管理方法

当社は、対象取引について、以下のAからEに掲げる方法やその他の措置を適宜選択したり、これらを組み合わせて講じたりすることによって、利益相反管理を行います。また、こうした管理を適切に行うため、研修や教育を実施し、組織全体に周知・徹底いたします。

【管理方法】

- A. 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法。
- B. 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法。
- C. 対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法。
- D. 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し、同意をいただく方法。
- E. 対象取引および当該お客さまとの取引をモニタリングする方法。

4. 利益相反管理体制

当社は、適正な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理の統括管理部署を設置して、対象取引の特定および管理を一元的に行います。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

- ・ OKB証券株式会社
- ・ 株式会社大垣共立銀行
- ・ 株式会社OKBペイメントプラットフォーム
- ・ 共友リース株式会社
- ・ 株式会社OKBキャピタル
- ・ 共立コンピューターサービス株式会社
- ・ 株式会社OKBビジネス
- ・ 株式会社OKB総研
- ・ 株式会社OKBパートナーズ
- ・ 株式会社OKB信用保証
- ・ OKB Consulting Vietnam Co., Ltd.

以上